

令和6年度（2024年度）家畜衛生事業計画

1 家畜伝染病予防事業

悪性伝染病の農場への侵入及び地域でのまん延を防ぐためには、国、道、市町村、関係団体及び家畜飼養農場が一丸となった対応が必要です。これまでのみなさんの御尽力に感謝するとともに、来年度も各事業に対する御理解・御協力をよろしくお願いします。詳しくは、資料編も参考にしてください。

(1) 家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査

ア 牛ヨーネ病検査 5年間（令和6～10年度（2024～2028年度））で管内1巡

対 象：24か月齢以上の搾乳の用に供する雌牛
24か月齢以上の繁殖の用に供する肉用雌牛
種付けの用に供する雄牛

実施市町村：積丹町、真狩村

イ 死亡牛の牛伝達性海綿状脳症（BSE）検査

対 象：検査対象の月齢制限を撤廃し、全月齢を対象

① 特定症状を呈する牛

治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること

- i 興奮しやすい
- ii 音、光、接触等に対する過敏な行動
- iii 群内序列の変化
- iv 搾乳時の持続的な蹴り
- v 頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し
- vi 扉・柵等の障害物回避困難

② 特定症状以外のBSEを否定できない症状(起立不能やBSE関連症状)を呈する牛

- ・ ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、髄膜炎、全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍(7疾患)
- ・ 低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、末梢神経系腫瘍、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛(8疾患)

* 起立不能等の症状を呈するもののうち一般的な理由で説明できるものを除く

・ BSE関連症状

沈鬱、緊張、目・耳の左右非対称かつ過剰な動き、流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒

* ただし、感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性、毒性の原因で説明できる場合は検査対象外

実施市町村：管内全域

ウ 蜜蜂の腐蛆病検査

対 象：全蜂群

実施市町村：管内全域

エ 日程及び検査手数料

資料編「令和6年度(2024年度)家畜伝染病予防法第5条、51条及び家畜改良増殖法
他に基づく検査計画(案)」

資料編「令和6年度使用料・手数料単価一覧」

(2) 牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス

国内においては、繁殖牛等を対象とした全国サーベイランスによる摘発とう汰により清浄化を達成したと考えられることから、現在は「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」に基づき対象牛について検査を実施しています。

令和6年4月1日からの対象牛は次のとおりです。

ブルセラ症 ①輸入牛

②種雄牛(種畜検査受検牛のうちサーベイ検査歴のない牛)

結核 輸入牛

(3) 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ防疫

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のための検査等を実施する。

ア 定点モニタリング(家畜伝染病予防法第51条)

対 象：管内家きん飼養農場の鶏(6週齢以上)10羽

実施農場：倶知安町1戸

検査頻度：毎月1回

検査内容：臨床検査、抗体検査、ウイルス分離

イ 強化モニタリング(家畜伝染病予防法第5条)

対 象：管内家きん飼養農場の鶏(6週齢以上)10羽

実施農場：蘭越町・ニセコ町 各1戸(予定)

検査時期：4～5月、10月～翌3月 いずれかの時期で実施

検査内容：臨床検査、抗体検査

ウ 農場立入及び自己点検報告

対 象：管内の家きん100羽以上(だちょう10羽以上)飼養農場は毎年、これ以下の羽数は3年毎に立ち入ります

農場立入：9月中旬～10月中旬(予定)

自己点検：10月～翌5月(毎年立ち入る農場を対象とします)

毎月の飼養衛生管理基準遵守状況の自己点検結果を報告

(4) 豚熱防疫

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「北海道における豚熱及びアフリカ豚熱の清浄性維持のための対策に関する要領」等に基づき、検査や調査等を実施します。

ア 農場立入及び自己点検報告

対象：管内豚飼養農場

実施時期：5月下旬～6月、10月

自己点検：5月、8月、11月、2月

飼養衛生管理基準遵守状況の自己点検結果を報告

イ 抗体保有状況調査

輸移入豚を対象に着地検査に併せて実施

ウ 病性鑑定材料を用いた調査

家畜保健衛生所に搬入された豚等を対象に実施

(5) オーエスキー病防疫

「北海道オーエスキー病侵入防止対策実施要領」に基づき、清浄性の維持確認のための調査及び検査を実施します。

ア 臨床検査

対象：管内全豚飼養農場

実施時期：豚熱防疫に併せて立入検査時に実施

イ サーベイランス

輸移入豚を対象に着地検査他に併せて実施

(6) 輸移入家畜の着地検査

「輸移入家畜の着地検査実施要領」に基づき、輸移入家畜による伝染病疾病の侵入を防止するため、着地検査を実施します。

ア 輸入家畜

検査期間：家畜の到着したのち3か月

移動制限：到着から着地検査期間終了まで、隔離施設で飼養し、移動を自粛

臨床検査：到着時、1か月後、2か月後、解放前

精密検査：監視伝染病の侵入防止のため、必要に応じた細密検査を実施

イ 都府県からの移入家畜

検査期間：家畜の到着したのち3週間

移動制限：到着から着地検査期間終了まで、隔離施設で飼養し、移動を自粛

臨床検査：到着時、2週目、解放前

精密検査：監視伝染病の侵入防止のため、必要に応じた細密検査を実施

* 現在、北海道以外の全ての都府県で豚熱ワクチンが接種されています。

豚（愛玩ペットを含む）や精液を、北海道へ導入することはできません

ウ 提出書類

- ・前年度の3月末までに「家畜の導入計画」により年間予定をお知らせください。
(3月末以降に導入計画が生じる場合は、判明次第提出して下さい)
- ・家畜が農場に到着する2週間前までに「移入家畜導入計画書」を提出して下さい。
- ・様式は、資料編「家畜の導入計画」・「移入家畜導入計画書」をご参照ください。

(7) 飼養衛生管理基準の遵守状況確認

令和6(2024)～令和10(2028)年度の5年間で、管内を一巡します。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、北海道オーエスキー病侵入防止対策実施要領及び北海道飼養衛生管理指導等計画に基づき立入検査を行い、当該疾病等への注意喚起及び飼養衛生管理基準遵守状況の確認・指導を実施します。

区分	畜種	実施頻度	実施対象地域 ★新規飼養開始農場は、対象地域にかかわらずその都度実施
大規模農場※	牛、豚	毎年	管内全域
上記以外	牛 馬	5年に 1回以上	牛：積丹町、真狩村 (家伝法第5条に基づくヨーネ病検査と併せて実施) 馬：寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、 仁木町、赤井川村
	めん羊 山羊	3年に 1回以上	古平町、余市町
	豚 家きん	毎年	管内全域 家きんは100羽以上(ダチョウは10羽以上)飼養
	家きん (小規模)	3年に 1回以上	小樽市、余市町 家きんは100羽未満(ダチョウは10羽未満)飼養

※大規模) 成牛 \geq 200頭(24か月齢以上、乳用種の雄牛・交雑種の牛は17か月齢以上)
育成牛 \geq 3,000頭、豚 \geq 3,000頭

資料編「令和6年度家畜伝染病予防法第5条及び家畜改良増殖法に基づく種畜衛生検査計画(案)」も御覧ください。

(8) 定期報告

家畜伝染病予防法第12条の4により、家畜の所有者には、毎年2月1日時点の飼養状況等に関する報告が義務付けられています。

報告しない者については、同法第70条に基づき、三十万円以下の過料が処せられることとなっています。

対象：全ての家畜^{※1}の所有者（飼養目的を問わず）

報告事項：農場の所在地及び連絡先、所有者・管理者・飼養衛生管理者の氏名・住所・連絡先、飼養衛生管理区域毎の家畜の種類・飼養頭羽数・畜舎等の数、農場の平面図、飼養衛生管理マニュアル、消毒手順書、埋却の用に供する土地の確保の状況等、飼養衛生管理基準の遵守状況チェック表^{※2}

※1 家畜：牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる（マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモ含む）、うずら（ヨーロッパウズラ含む）、きじ（ヤマドリ含む）、だちょう（エミュー含む）、ほろほろ鳥、七面鳥

※2 飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表の提出は 小規模所有者^{※3}を除く

※3 小規模所有者：飼養する家畜の頭数が次に該当する者

牛、水牛、馬：1頭のみ

鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満

家きん（だちょう除く）：100羽未満

だちょう：10羽未満

(9) 公共牧場における放牧衛生対策

複数の農場から牛が集まる公共牧場では、病原体の侵入が起こりやすく、入牧による環境等の急変によるストレスで免疫が低下するため、伝染病が発生するリスクが高い。来年度は家畜防疫対策要綱別記1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」及び当所独自事業として、衛生対策を実施します。

対象牧場：倶知安町及び黒松内町の町営牧場

主な衛生対策

浸潤状況追跡調査：ウイルス性呼吸器病

感染状況追跡調査：コクシジウム病他消化管内寄生虫症、小型ピロプラズマ病

結果の還元：随時及び年度末に牧場の衛生状況を牧場管理者や飼養者へ説明する

2 家畜衛生対策事業

(1) 監視・危機管理体制整備対策事業

ア 生産性向上対策事業

豚飼養農場2戸で呼吸器病他生産性を阻害する慢性疾病群について実施する。

イ 家畜衛生関連情報整備事業

次について実施する。

- ・家畜衛生だより発行
- ・防疫演習開催
- ・地域で問題となっている疾病についての講習会の開催
- ・家畜衛生推進会議の開催

3 病性検定

- 2024年度から一部検査手数料が変わります。添付の資料をご覧ください
- 検査依頼前に、当所へ連絡をください。
- 健康確認のための検査、サルモネラ・牛伝染性リンパ腫（BLV）・ヨーネ病牛ウイルス性下痢（BVD）・馬パラチフスなどは結果判定までに時間がかかります。検体搬入は2週間以上の余裕をもってください。
- 検査には正確な情報が必要です。当所への連絡時や検体搬入時に、次をお知らせください。

- 申請者名（手数料を払う人） 飼養者の住所氏名
- 結果の連絡先 結果通知書送付先
- 個体識別番号又は名号 品種 性別 生年月日
- 採材日 採材した獣医師名 移動目的の検査の場合は移動の予定日
- 証明書の要不要

『市場上場牛のヨーネ病検査（ヨーネ病の自主検査）』

採血期間・材料（血清）搬入締切日を定めて実施します。添付の資料をご覧ください。
検査対象牛は以下のとおりです。

【検査対象牛】

- ・ 6か月齢以上（採血日基準） 必ず生年月日を確認してください
- ・ 家畜飼養者の定期報告が完了している。
- ・ 市場出荷牛及び公共牧場などの入牧牛（共進会出陳牛は対象外）。
- ・ 北海道家畜産物衛生指導協会が例年行っている補助事業（検査料等の補助）の内容は、4月以降に判明します。

<注意>例年補助事業対象となるのは、4月～2月受付分となっています。

4 伝染性疾病についての届出義務（家畜伝染病予防法第4条）

家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、その家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、すぐに家畜保健衛生所へ届出をお願いします。

様式は、添付の資料をご覧ください。

5 動物薬事・安全対策事業

(1) 動物用医薬品販売業の許可、許可事項変更、更新、廃止

ア 次の場合は、事前に連絡してください。書類作成の関係上、各事象の1か月程度前に連絡くださるよう御協力をお願いします。

- ・新規
- ・6年毎の許可更新
- ・店舗の移転、廃止
- ・販売指定品目の追加
- ・店舗の名称
- ・相談に応ずる電話番号とその他連絡先
- ・特定販売（*1）の開始、終止
- ・特定販売実施店舗における以下の変更

・2024年度内に許可期限が終了するのは、卸売販売業2店舗、特例販売業1店舗です。
・許可証の確認をお願いします。

使用する通信手段の変更（電話、FAX、インターネット等）

店舗販売業を申請した店舗と異なる名称を使う場合はその名称

インターネット（*2）を利用して広告する場合は主たるホームページアドレス

- *1 特定販売とは、その店舗において、店舗以外の場所にいる者に対して医薬品を販売することであり、ちらし、カタログ、電話、FAX等で広告し、電話、FAX、メール等で注文を受け、製品を配送、郵送する販売形態をいいます。
- *2 特例店舗販売業が特定販売を行うことを広告する場合、地域限定の新聞やちらし等における広告は問題ないと考えますが、インターネット等で広域に広告を行う場合は、特例店舗販売業の趣旨を逸脱するため、店舗販売業の許可を取るようお願いします。

イ 次を変更した場合は、変更後30日以内に届け出てください。

- ・申請者の氏名、名称、住所
- ・店舗の構造設備の主要部分（販売指定品目の貯蔵、陳列場所等）
- ・販売指定品目の変更（追加品目がなく廃止のみの場合）
- ・業務に責任を有する役員

(2) 動物用医薬品等に関する講習会

動物用医薬品特例店舗販売業で消毒薬及び指定された駆虫薬、殺虫剤、防虫剤を取り扱う場合、家畜保健衛生所が主催する講習会受講者を店舗に配置する必要があります。

講習会は、1から3月に倶知安町又は札幌市で開催する予定です。

(3) 立入検査

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条及び獣医療法第8条に基づき、後志総合振興局農務課と共に、動物用医薬品販売業及び飼育動物診療施設の立入検査を6年で一巡できるよう実施します。